

南クリル諸島に対する日本の領土的要求について

—ロシアからの視点—

B. I. トカチェンコ

ソ・米・英連合国が対日戦争で勝利を収めてから、そして第二次世界大戦が幕を閉じてからすでに66年以上が経ったが、1950年代半ば以来、露日関係にとって痛ましい南クリル諸島（日本側の定義では「北方領土」）問題が、時折、両国間に浮かび上がっている。現在、日本側は南クリル諸島（イトゥループ（択捉）島、クナシール（国後）島、そしてシコタン（色丹）島、ゼリョーヌイ（志発）島、タンフィーリエフ（水晶）島、ポロンスキー（多楽）島、ユーリイ（勇留）島、アヌーチン（秋勇留）島などからなっている小クリル列島）は1945年に戦争の結果としてソ連によって奪い取られた「北方領土」であるとして、ロシアに対して領土要求を行なっている。こうした状況にあっては、「クリル問題」の歴史的・国際法的な側面が丹念に分析される必要があるが、それは1945年以降の時代だけではなく、近代以降の露日関係史というより広い文脈の中でされなくてはならない。というのも、歴史的にも、国際法的にも、「クリル問題」を考察する際には、領土的な諸問題に関わる150年間の「露日対話」から特別な時期だけを取り上げて国際法の規定を勝手に操ることがあってはいけなからである。

1855年に下田条約（日露通好条約）第2条によって露日国境がウルップ島とイトゥループ島との間に定められたことは南クリル諸島への日本の領土的要求を正当化することにはならない。なぜかと言えば、その後、露日国境は時に戦争という手段によって行われた極東における日本の領土拡張のプロセスを反映しながら、日本にとって有利な形で二度も変更されたからである。1875年、平和的な交渉の結果、サンクトペテルブルグ条約〔日本では「樺太千島交換条約」という通称で知られている＝訳者〕第1～2条によって、サハリン島に対する日本国の領土的要求の正式な放棄と引き換えに、イトゥループ島より北にある他のクリル列島の18島が日本領土に編入された。さらに、1905年、日露戦争の結果、ポーツマス講和条約第9条に従って、ロシアは南サハリンを失い、それは日本領土となった。

すなわち、日本は1855年の下田条約を引き合いに出して、ロシアに対して南クリル諸島の領土的要求を出しているが、そのような歴史学的・法律学的な論理に従えば、両国間で締結された1875年および1905年の条約の国際法的な規定を起点にすることもまた十分にできるのである。そうすれば、日本の主権範囲はクリル列島全体だけではなく、南

サハリンにも拡張されるべきということになる。こうした歴史的・法律学的な論理は正当性を欠いており、将来における日本の領土的要求の拡大という危険性を孕んでいる。要するに、1855年の下田条約を起点とするには根拠が不足しているわけである。ちなみに、1855年の下田条約では、サハリン島は両国間で「界を分かつた」、いわば共同統治領（condominium）となった。すなわち、下田条約の国際法的な規定〔日本がそれを根拠にすれば＝訳者〕はロシアに対して、南クリル諸島の「返還」だけでなく、サハリン全島に対するロシアとの共同統治権の要求をも可能にしているわけである。しかも、日本国内において、対ソ（対露）領土要求をこのように拡張的に解釈しようとする、国会にも代表されている政治勢力や政党が存在することにも注目すべきである。

露日間の国境線の歴史的な変更は下田条約、サンクトペテルブルグ条約やポーツマス講和条約という19世紀から20世紀初頭にかけて締結された両国間の国際条約のなかに記録されている。当然ながら、これらの諸条約は重大な歴史的・国際法的な意義をもっているが、今日の露日国境の状態を規定しているわけではない。というのは、この問題において決定的な重みを有しているのは、第二次世界大戦期や戦後初期において極東における対日戦争に参加した連合国の間で交わされた政治的・法的な決定と取り決めだからである。ロシア連邦と日本国との間の国境線問題を論じる際、これらこそが本質的な文書類となっているわけである。

クリル列島がソビエト連邦およびロシアの領土となっている〔ソビエト連邦およびロシアがクリル列島を所有している＝訳者〕のは、極東における第二次世界大戦の結果である。なぜかと言えば、米英両国の最高全権指導者たち（ルーズベルトとトルーマン、チャーチルとアトリー）が署名したヤルタ会談およびポツダム会談の決議のなかでは対日戦争へのソ連参戦は南サハリンの返還およびクリル列島の引き渡しによって条件づけられたからである。1945年2月11日、ソビエト連邦、アメリカ合衆国や英国の指導者たちが参加したヤルタ会談において、「極東諸問題に関する三大国協定」¹が締結されたが、そこには、ソ連が連合国側で対日戦争に参戦することを条件として、勝利した後、サハリンの南部とそれに隣接する一切の島嶼の返還およびクリル列島の引き渡しの権利があると明記された。後ほど、この権利はポツダム会談の決議のなかでも再確認された。

ヤルタ会談の結果として成立した「極東諸問題に関する三大国協定」は、本質的にも、形式的にも、その実行に対する締盟三国の具体的な義務、期間および手続きなどを明確に定めた多国間国際条約であった。この協定は、戦時中という非常事態および秘密維持の必要性に特徴づけられた同時代の歴史的な情勢に合った国際法的な合意でもあった。それゆ

1 Krymskoe (Yaltinskoe) Soglashenie Tryokh Velikikh Derzhav po voprosam Dal'nego Vostoka ot 11 fevralya 1945 goda, *Vneshnyaya politika Sovetskogo Soyuza v period Otechestvennoi Voiny*, Vol. 3 (Moscow: Gospolitizdat, 1947), pp. 111-112.

え、当然ながら、この協定は批准あるいは公開に適さないものであったのである。「ヤルタ協定」にはソ・米・英連合三国の相互的な義務が盛り込まれたが、そのなかには南サハリンとそれに隣接する島嶼に対するロシアの歴史的な権利および19世紀に失われたクリル列島への領土的な権利の回復に関わるものも含まれていた。しかも、英米両国は戦後にソ連の要求を満足させるため、ソ連に対して無条件の保証を与えた。極東諸問題に関する本協定に署名した連合国はこうした〔領土に対する〕ソ連の歴史的な権利を正当なものとして承認したのである。

極東における第二次世界大戦の結果、勝利した連合国は日本国土の変更を行った。こうした来るべき領土的な変更に対する同意は1945年8月14日付けポツダム宣言受諾書に関する詔勅²および1945年9月2日付け日本降伏文書³の条項に明記されている。特に、1945年9月2日付けの日本降伏文書は、最重要の多国間国際法文書として、カイロ宣言およびポツダム宣言の条件を受諾した日本国、その最高指導者たちおよび後継者たちに領土的諸問題をも含めた法律上の義務を負わせている。したがって、こうした領土変更は日本の立法機関などによる承諾（批准）を必要としなかったわけである。日本国が連合諸国によって最後通牒として提出された降伏条件を完全かつ無条件に受諾したことによって、カイロ宣言およびポツダム宣言の範囲内で行われた領土変更に対するその不同意の可能性は自動的に除外されている。このように、今日の日本は国際法的な観点からすれば、戦前日本国土の権利継承国ではないわけである。この問題は戦争終結後、カイロ宣言、ポツダム宣言の原則および日本降伏文書の規定に従って最終的に解決されたのである。

日本帝国政府に宛てた1946年1月29日付け連合軍最高司令官覚書第677号⁴によって、北海道海岸より北にある、歯舞（プロースキエ）諸島および色丹島という小クリル列島を含むすべての島々が日本の国家機関や行政の管轄から除外された。日本が署名し批准した1951年のサンフランシスコ平和条約第2条第c項によって、日本国は「千島〔クリル〕列島並びに日本国が1905年9月5日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太〔サハリン〕の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原および請求

2 *Vneshnyaya politika Sovetskogo Soyuza v period Otechestvennoi Voiny*, Vol. 3, p. 380.

3 Akt o kapitulyatsii Yaponii ot 2 sentyabrya 1945 goda, *Vneshnyaya politika Sovetskogo Soyuza v period Otechestvennoi Voiny*, Vol. 3, pp. 480-481.

4 Memorandum glavnokomanduyushchego soyuznykh derzhav yaponskomu imperatorskomu pravitel'stvu No. 677 ot 29 yanvarya 1946 goda, *Sovmestnyi sbornik dokumentov po istorii territorial'nogo razmezhevaniya mezhdru Rossiei i Yaponiei* (MID Rossiiskoi Federatsii i MID Yaponii, 1992), p. 30. 全文書は、Memorandum of the Supreme Commander for the Allied Powers to the Imperial Japanese Government No. 677, January 29, 1946, *Documents Concerning the Allied Occupation and Control of Japan* (Foreign Office of Japan, 1949), Vol. 2, pp. 24-25 を参照。

権]⁵を放棄したのである。他方で、サンフランシスコ平和条約には、「極東諸問題に関する三大国協定」に記されている形では、南サハリンとクリル列島がソビエト連邦に返還されることは明記されていなかった。

日本の敗戦・占領後において、ソ連を対象に開始された「冷戦」という状況のなかで、米国はソ日国交の最終的な正常化を妨害しようとした。ちなみに、ソ日関係においては、第二次世界大戦の結果を総括する形での最終的な法律上の決着はつかなかった。ソ日平和条約は、一連の事情によって結ばれることがなく、極東諸問題に関わるヤルタ会談とポツダム会談の規定、そしてサンフランシスコ平和条約の条項は統一されることがなかった。ソ日関係の正常化に対抗したのは、対日外交交渉の第一人者であり、講和条約の起草者でもある米国である。ここで念頭に置かななくてはならないのは、平和条約第8条に従って、日本は「連合国が1939年9月1日に開始された戦争状態を終了するために現に締結し又は今後締結するすべての条約及び連合国が平和の回復のため又はこれに関連して行う他の取極の完全な効力を承認」⁶したということである。しかも、その際、1946年2月11日に公表され、「ソビエト連邦へのサハリン島南部およびこれに隣接する一切の島嶼の返還」（第2条a項）と「ソビエト連邦へのクリル列島の引き渡し」（第3条）を規定するヤルタ協定に対しては何ら留保条件が付けられなかった。ちなみに、「連合国が締結したすべての条約」にはヤルタ協定の他に、1943年11月27日付けカイロ宣言、1945年7月26日付けポツダム宣言、1945年9月2日付け日本降伏文書、1946年1月29日付け連合軍最高司令官覚書第677号、日本国籍住民の本国送還に関する1946年12月19日付けの米ソ協定〔「ソ連地区引き揚げに関する米ソ協定」という通称で知られている＝訳者〕、1951年9月8日付けサンフランシスコ平和条約が含まれている。

1951年10月、サンフランシスコ平和条約の批准手続きが進められ、日本の衆議院で討論が行われた際、日本政府を代表する人物たち（外務省条約局長の西村熊雄や総理大臣の吉田茂ら）は日本が北クリル諸島（北千島）に対しても南クリル諸島（南千島）に対しても主権および権原を放棄すると宣言した。つまり、平和条約批准の際、日本国の最高立法機関は日本がクリル列島全体に対して権利を放棄することを事実として承認したわけである。要するに、1951年、日本は、1946年以降ヤルタやポツダムでの諸決定の通りにソ連邦の主権下に置かれている南サハリンおよびすべてのクリル諸島を法律上も事実上も放棄したのである。このようにして、南サハリンおよびクリル列島はソ連邦およびソ連邦の一部としてロシアの領内に入ったが、それは一連の国際法的な文書類によって裏付けられて

5 San-Frantsiskii mirnyi dogovor s Yaponiei ot 8 sentyabrya 1951 goda, *Istoriya voyny na Tikhom okeane*, Vol. 5: *Mirnyi dogovor* (Moscow: Izdatel'stvo inostrannoi literatury, 1958), pp. 337-358. [歴史学研究会（宇佐美誠次郎、江口朴郎、遠山茂樹、野原四郎、松島栄一）編『太平洋戦争史』東洋経済新報社、1953～1954年（全5巻）]。

6 *Ibid.*, p. 343.

いる。南サハリンおよびクリル列島に対するソ連邦およびロシアの権利を保障した、極東の諸問題に関わるヤルタ会談およびポツダム会談の決定、カイロ宣言およびポツダム宣言の該当する条項およびサンフランシスコ平和条約の条項がそれらである。

ソ連邦（ロシア連邦）がクリル列島およびサハリン島南部を所有している国際法的な根拠は、カリニングラード州（東プロシア）に関わるそれと同じである。これらの領土は第二次世界大戦の結果としてソ連の領土となった。殊に、南サハリンは1904～1905年の日露戦争の結果として奪い取られた領土として、東プロシアやクリル列島はドイツや日本から両国の侵略戦争への罰（measure of punishment）として、西方や東方におけるソ連の国境安全強化のために引き渡された。ソ連の主権下への南サハリンやクリル列島の移行は必ずしも平和条約で決定されるべきものではなかった。同じように、平和条約なしで、ヤルタ宣言とポツダム宣言の決定に従って、ソ連にはケーニヒスベルグ市とその周辺の東プロシア地域、ポーランドには東プロシア地域の一部とダンツィヒ（グダンスク）市、シレジアおよびオーデル川や西ナイセ川の東方沿岸地域、チェコスロバキアには第二次世界大戦開戦前までドイツ領であったズデーテン地方が引き渡されている。

その後、サンフランシスコ平和条約が効力をもつようになってから、特に1950年代半ばから、日本のある政界・経済界は米国からの後援を盾にし、一方的ないし人工的に領土問題をつくり出し、いわゆる「日本の北方領土」問題を生じさせた。日本側は「クリル〔千島〕列島」の地理的な範囲が詳述されていないサンフランシスコ平和条約を頼りにして、日本によるクリル列島に対する権利の放棄には択捉島、国後島、色丹島や歯舞諸島が含まれていないと宣言した。米国は日本の平和的な報復主義（revanchism）を後援し、この問題に対する従来の立場を変えてしまった。日本の新政策の背景には、米国の対アジア外交政策への追随姿勢および日米同盟強化の志向が潜んでいた。要するに、ソ日間におけるいわゆる「領土問題」は1950年代半ばに、ソ日接近を許すことができなかった米国の相当の圧力の下で生じたわけである。それ以前は、第二次世界大戦終了時から約10年間にわたり、「黙認」という国際法の原則に従って、クリル列島および南サハリンはソ連の領土であることが当然視されていたが、それは二カ国間の条約の形で法律的には処理されなかった。というのも、サンフランシスコ平和条約はソ連邦、中華人民共和国や東アジア、東南アジアや南アジアの他の諸国の国益を全く視野に入れない単独講和の性格をもっており、多くの問題点がそこには含まれていたからである。サンフランシスコ平和条約の正文において、ソ連は日本が権原を放棄したクリル列島およびサハリン南部の権原継承国であるという記載がなかったのは、その典型例といえる。その結果、サンフランシスコ講和会議において、ソ連使節団は米国が提出した条件での平和条約への調印を拒否した。戦後初期において、ソ日関係が完全に凍結してしまい、外交関係を含む国交関係が存在しなかったことは両国の国益に反していた。

ソ日平和条約の締結可能性は1950年代半ばに現れた。1955～1956年には第二次世界

大戦終了にともなって生じた諸問題を処理するためにソ日交渉が行われた。交渉中、米国は脅迫を含む様々な手段を使ってソ日国交正常化を妨害しようとした。1956年8月19日、米国国務長官ジョン・フォスター・ダレスは日本外務大臣重光葵に対してソ日国交正常化に関連して次のような警告を発した。「もし日本がクリル列島に対するソ連の完全な主権があることを承認すれば、我々は米国も琉球諸島に対して完全な主権を有していると結論してしまう。（中略）合衆国は沖縄に永久に止まるかもしれず、如何なる日本政府であっても政権を握れなくなってしまうだろう」⁷。米国はソ連に対する日本の報復主義的な要求を後援して、1956年9月7日付けの対日覚書をもって、「アメリカ合衆国政府は択捉島と国後島（北海道の一部である歯舞諸島と色丹島とともに）は常に日本の一部であり、日本が所有する領土として捉えるべきであるという結論に達した」と宣言した⁸。米国駐日大使ジョン・アリソンのもとへは、米国国務省から「日ソ交渉を成功させないこと」という訓令が送られていた⁹。以上のことから、ソ日（露日）間の「領土問題」は米国によって引き起こされた、「冷戦」の副産物のひとつであると正当に主張しうる。さらには、日本の対ソ要求の「理論的な基盤」も米国によってつくられたのである。その後、日本では報復主義的な諸勢力や政府によって方向づけられた「北方領土返還運動」が徐々に展開されていった。

米国が日本に対して強い圧力をかけた結果、ソ日交渉は平和条約ではなく、「日ソ共同宣言」の調印という形で決着をみた。それは1956年10月19日に総理大臣鳩山一郎に率いられた日本の政府使節団によってモスクワで調印され、1956年12月12日から発効した。10条から構成されている日ソ共同宣言によって、ソ日間では正式に戦争（1945年に終了し、再発することはなかった）状態が終了し、平和および友好善隣関係が回復された（第1条）。さらに、共同宣言には、外交および領事関係の回復（第2条）、国連憲章の諸原則を二国間関係の指針とする合意（第3条）、国際連合への日本の加盟に対するソ連の同意（第4条）、第二次世界大戦の出来事に絡んでソ連で受刑したすべての日本人の釈放および日本への送還（第5条）、ソ連による一切の対日賠償請求権の放棄（第6条）、均等主義や相互利益の原則で通商条約を締結するために交渉を開始する約束（第7条）、日本にとって有利な漁

7 Allison G., Kimura H., Sarkisov K. O., *Ot "kholodnoi voiny" k trekhstoronnemu sotrudnichestvu v Aziatsko-Tikhookeanskom regione* (Moscow, 1993), pp. 158, 227. [木村汎, G. T. アリソン, K. O. サルキソフ『日・米・露新時代へのシナリオ——「北方領土」ジレンマからの脱出』ダイヤモンド社、1993年、251-252頁]。

8 *Mezhdunarodnye otnosheniya na Dal'нем Vostoke v poslevoennye gody* (Moscow, 1978), Vol. 1, p. 226.

9 *Ibid.*, p. 230.

業協定と海上救済活動協定の発効に関する合意（第8条）という項目が盛り込まれた¹⁰。本論考の検討対象となっている国際法的な問題の観点からすれば、特に重要な意味合いを有しているのは、第6条と第9条である。

第6条に従って、「日本国及びソビエト社会主義共和国連邦は、1945年8月9日以来の戦争の結果として生じたそれぞれの国、その団体及び国民のそれぞれの他方の国、その団体及び国民に対するすべての請求権を、相互に、放棄する」〔下線は執筆者〕。すなわち、第6条の内容から、日本国はソ連という国家に対して、ソ連が獲得したクリル列島と南サハリンという領土にも関わるすべての請求権を放棄したわけである。日ソ共同宣言は日本国会において批准手続きがなされた後、第10条の規定に従って、1956年12月12日に東京で批准書の交換が行われた日に発効した。

事実上、この日ソ共同宣言は予備平和条約〔preliminary peace treaty〕として捉えることができる。というのも、共同宣言第9条によれば、「日本国及びソビエト社会主義共和国連邦は、両国間に正常な外交関係が回復された後、平和条約の締結に関する交渉を継続することに同意する。ソビエト社会主義共和国連邦は、日本国の要望にこたえかつ日本国の利益を考慮して、歯舞群島及び色丹島を日本国に引き渡すことに同意する。ただし、これらの諸島は、日本国とソビエト社会主義共和国連邦との間の平和条約が締結された後に現実に引き渡されるものとする」とされているからである。

共同宣言第9条の内容からすれば、両国は前掲の歯舞諸島および色丹島をソビエト連邦が所有する領土と見なしていることは明らかである。ソ連はこうした領土を、「日本国の要望にこたえかつ日本国の利益を考慮して」、すなわち善意の印として、互いに取り決められた条件に基づいて、日本に「返す」のではなく、「引き渡す」こと（贈与行為）に同意している。明らかなのは、贈与されうる（引き渡されうる）のは、所有者が所有権を有して実際に持っている物のみである。日ソ共同宣言の下には、第9条の内容に同意した総理大臣をはじめとする日本の代表者たちの署名がみられるのみならず、この共同宣言は日本国会で批准手続きを経て法律的に承認されたものである。要するに、日ソ共同宣言では、日本の所有する〔日本の主権が及ぶ＝訳者〕島々の返還ではなく、ソ連が所有する島々の引き渡しあるいは贈与のことが論じられているわけである。

法律上、贈与行為が実行されるのは、財産の贈与・引き渡しの時においてである。クリル諸島〔歯舞諸島および色丹島＝訳者〕の引き渡しは法律上、平和条約の締結によって定められたため、共同宣言第9条は条件付きの法的な義務となっている。しかし、1957～1959年において、日本はこうした日ソ共同宣言の規定を利用することはなかった。日本

10 Sovmestnaya deklaratsiya Soyuzu Sovetskikh Sotsialisticheskikh Respublik i Yaponii, *Deklaratsii, zayavleniya i kommyunike Sovetskogo pravitel'stva s pravitel'stvami inostrannykh gosudarstv, 1954-1957* (Moscow, 1957), pp. 313-316.

が交渉を引き延ばそうとしたため、平和条約が調印されることはなく、島々をめぐる贈与行為がなさらなかったわけである。1956年の日ソ共同宣言が発効した後、米国は日本政府に対して共同宣言で定められた条件に基づいて平和条約を締結するという外交方針の放棄を最後通牒的に要求した。その結果、平和条約の締結は日本側によって決裂させられたため、日本へのクリル諸島〔歯舞諸島および色丹島のこと＝訳者〕の引渡条件もその効力を失ったわけである。しかも、1960年1月19日、日本はソ連邦を敵視し、ソ連邦、中国および他のアジアや極東の諸国を仮想敵とする日米安保条約を締結した¹¹。

日米安保条約は再び在日米軍基地駐屯の長期的な権利を認めたほか、米国の陸軍・海軍・空軍にさらなるサービス、施設や土地が与えられ、核兵器をはじめとするあらゆる兵器の日本への輸入や使用が許可された。これによって、日本政府は米軍の日本国土を拠点とした海外攻撃を含む軍事作戦の行使を黙認し、在日米軍基地の共同防衛への参加に同意した。また安保条約の効力範囲はソ連邦と中華人民共和国の国土に適用された。要するに、安保条約によって、米国による日本の事実的占領が永久化され、日本の領土はアジアにおいて侵略的な野望を有する海外の軍事国〔米国〕の支配下に置かれることとなった。これは日本の主権を侵害するとともに、日本が日本国民の意思に反して軍事作戦に巻き込まれる状況をつくることを意味していた。新安保条約に従って、日本は軍事力拡張の義務を担うこととなったほか、日本がその条約を締結したことは1956年10月19日付け日ソ共同宣言第1条と矛盾していた。すなわち、これによって極東やソ日関係において、状況変化が生じ、新しい地政学的な状況が誕生したのである。

1960年1月から4月にかけてソ日間には長編の宣言の形をとった覚書の交換が行われた。ソ連政府は日本政府に対して同年1月27日、2月24日および4月22日に3通の覚書を、日本政府はソ連に対して2月5日および3月1日に2通の覚書を手渡した。1960年1月27日付け覚書¹²をもって、ソ連政府は、ソ連を対象とする日米軍事条約が締結され、日本領内に対ソ戦争に動員されるべき外国（米国）軍事基地が散在することを考慮して、小クリル列島の引き渡しに関わるソ連政府の義務を履行できないことを宣言し、1956年10月19日付け共同宣言第9条の留保条件として、「日本領土からの全外国軍隊の撤廃〔すなわち、すべての外国軍基地の撤廃〕（中略）を条件としてのみ歯舞および色丹が（中略）日本に引き渡されることになる」という説明をつけ加えたのである。事実上、外国軍基地は今日も日本領土内に散在しており、ロシアの安全を脅かしている。すなわち、ソ連は南クリル諸島に関する1956年の共同宣言の条項を一方的に破棄することなく、単に、ソ日

11 Dogovor o vzaimnom sotrudnichestve i bezopasnosti mezhdu SeSheA i Yaponiei, *Bunin V. N. Yaponno-amerikanskii soyuz bezopasnosti: Istoriya I sovremennost' (K 50-letiyu so dnya osnovaniya)* (Moscow, 2000), pp. 224–227 参照。

12 Amerikano-yaponskii voennyi dogovor – ugroza miru. Pamyatnaya zapiska Sovetskogo pravitel'stva pravitel'stvu Yaponii, *Pravda*, 1960, January 29, No. 29, p. 2.

平和条約のほかに、日本に対する歯舞諸島および色丹島の引き渡しの補足的な条件を正式に宣言したのみである。言うまでもなく、重要な政府間あるいは国家間協定が締結される際やその後に、締盟国の立場を説明する公式声明（official statements）を公表することは一般的な外交慣習のひとつである。

1956年の日ソ共同宣言は内容（第1条～第6条）からすれば、予備平和条約にも、最終的平和条約にもなり得るものである。暫定的平和条約としての共同宣言の性格は「両国間に正常な外交関係が回復された後、平和条約の締結に関する交渉を継続する」と記されてある第9条の前半部分に明確に表れているが、半世紀以上にわたり、両国が平和条約の内容に関して合意にまで至らず、それが締結されなかったため、この共同宣言が事実上、最終的な平和条約になってしまっているわけである。

さらに、南クリル諸島の引き渡しの問題を考えるにあたっては、ひとつの重要な国際法的な事情に注目すべきである。すなわち、サンフランシスコ平和条約第26条によれば、「日本国は、1942年1月1日の連合国宣言に署名し若しくは加入し（中略）この条約の署名国でないものと、この条約に定めるところと同一の又は実質的に同一の条件で二国間の平和条約を締結する用意を有すべきものとする。但し、この日本国の義務は、この条約の効力発生の後三年で満了する。日本国が、いずれかの国との間で、この条約で定めるところよりも大きな利益をその国に与える平和処理又は戦争請求権処理を行ったときは、これと同一の利益は、この条約の当事国にも及ぼされなければならない」¹³のである。

周知のとおり、ソ連邦はサンフランシスコ平和条約の参加（署名）国になっておらず、本条約第2条に従って日本はクリル列島および南サハリンを放棄したが、その譲渡先は明記されていなかった。したがって、クリル列島南部の一部を除いたクリル諸島および南サハリンに対するロシアの主権を承認した二国間の平和条約が露日間で締結されれば、上記のサンフランシスコ平和条約第26条が自動的に効力をもつようになり、クリル諸島および南サハリンに対するロシアの領土獲得権は日本を除いた同条約の当事国にも適用されてしまう。その結果、この領土はサンフランシスコ平和条約に署名した48カ国および——戦争が終結してから66年経った現在において仮にロシアと日本との間に平和条約が結ばれたと想定するならば——ロシアの共同統治領になってしまう。この諸国の国名を挙げると、オーストラリア、アルゼンチン、ベルギー、ボリビア、ブラジル、イギリス、ベネズエラ、ベトナム、ハイチ、グアテマラ、ホンジュラス、ギリシア、ドミニカ、エジプト、インドネシア、イラク、イラン、カンボジア、カナダ、コロンビア、コスタリカ、キューバ、ラオス、リベリア、レバノン、ルクセンブルグ、メキシコ、オランダ、ニカラグア、ニュージーランド、ノルウェー、パキスタン、パナマ、パラグアイ、ペルー、エルサルバドル、サウジアラビア、シリア、アメリカ合衆国、トルコ、フィリピン、フランス、セイロン、チリ、

13 *Istoriya voyny na Tikhom okeane*, Vol. 5: *Mirnyi dogovor*, pp. 357-358 からの引用。

ウルグアイ、エクアドル、エチオピア、南アフリカとなる¹⁴。第二次世界大戦が終結した後、これらの国々の歩みは一樣ではなかったが、その中の多くが北西太平洋の島々において自国の領土を獲得して、そこで商館や基地をつくり、島々の資源やその周辺にある200カイリの排他的経済水域を利用したいと考えるに違いない。すなわち、〔露日平和条約が締結された場合＝訳者〕現在、事実上ロシア領となっているクリル列島や南サハリンは法律上、国際統治下に置かれてしまうわけである。

サンフランシスコ平和条約の条件（第2条および第26条）に従って、南クリル諸島の一部が日本に引き渡されるとするならば、これは日本の領土にはなりえない。というのも、日本を除いた平和条約のほかの署名国は南サハリンとすべてのクリル諸島を国際保護下に置くことを要求してくる可能性があるからである。こうなれば、日本は事実上何も得られなくなるし、サンフランシスコ平和条約からすれば、この領土に対して法的な権利がないロシアも多くを失ってしまうであろう。国際法的にみれば極めて複雑である「領土問題」をめぐる露日交渉を行う際、以上のような国際法上の矛盾〔collision of international laws〕を念頭に置かなくてはならない。

露日平和条約が結ばれたと仮定して、それに基づいてロシアが日本に対してクリル諸島南部の一部を「返還」すれば、今日において事実上ロシア領土となっているこの島々の国際法的な地位はサンフランシスコ平和条約に署名した48カ国の特別国際会議の協議対象になる。ただし、ソ連が平和条約に署名しなかったため、ロシアはこの会議に参加することができない。この領土は「無主の」ものになり、その運命はクリル列島に対して「すべての権利、権原および請求権を放棄」した日本国を除いたサンフランシスコ平和条約の当事国によって決められることになる。その後、サンフランシスコ平和条約第22条によれば、「この条約のいずれかの当事国が特別請求権裁判所への付託又は他の合意された方法で解決されない条約の解釈又は実施に関する紛争が生じたと認めるときは、紛争は、いずれかの紛争当事国の要請により、国際司法裁判所に決定のため付託しなければならない」¹⁵。しかも、サンフランシスコ平和条約第22条に明記されている通り、日本は1946年10月15日付け国連安全保障理事会決議に従って、「この条に掲げた性質をもつすべての紛争に関して」は「特別の合意なしに」「国際司法裁判所の裁判権の管轄権を受託する」という一般的宣言に同意している¹⁶。恐らく、このケースでも共同統治のシナリオが展開され、日本が何も獲得することはないであろう。なお、サンフランシスコ平和条約は無期限で現在も効力を有する国際条約である。

言い換えれば、サンフランシスコ平和条約によって、日本はクリル（千島）列島およ

14 *Istoriya voyny na Tikhom okeane*, Vol. 5: *Mirnyi dogovor*, pp. 358-359.

15 *Ibid.*, p. 355.

16 *Ibid.*, p. 356.

び南サハリンとそれに近接する諸島〔に対する権利〕を完全にそして最終的に放棄したわけであるが、条約の中にはこれらの領土の権利継承国の名が記されていない。その結果、国際法の形式的な規定からすれば、クリル列島および南サハリンは「法的な真空状態」に陥り、無主のものになってしまったかのようである。この状況を自国のために保留したのは、サンフランシスコ平和条約の主たる共同起草者である米国である。〔ロシアと異なって〕、欧米諸国においては出来の悪い法律学者、政治家や外交官などは国務のポストにしがみつくとすることができないし、欧米諸国は対外政策において「負けを狙ったゲーム」〔“giveaway game”〕を遊ぶこともない。共同統治や国際統治の形でクリル諸島や南サハリン領土を自国のものにしようとした米国はその問題を法的に紛糾させてしまったのである。戦後において、アメリカの法律学者や政治家たちはこうした状況の到来を予測するとともにそれを計画していた。なお、この方面において、米国という〔戦時中のソ連の＝読者〕同盟者は、国際政治を考える際に念頭に置かなくてはならない「水雷」や「暗礁」の多くを設置してきたのである。かつても現在も、米国は如何なる方面においても自国の国益を追求してきている。領土問題を国際法的に紛糾させようとした米国は、サンフランシスコ平和条約にソ連への南サハリンとクリル列島の引き渡しに関する条項を記入させないことに成功した。上述のように、このことは米国や英国の保証の下、そしてソ連邦が連合国側で対日戦争に参戦し、勝利を収めるという条件の下で、ヤルタの「極東諸問題に関する三大国協定」に明記されていたが、米国の策略の結果、ソ連はこの条約に署名することがなかった。

サンフランシスコ平和条約第2条第c項に従うと、日本は南サハリンやクリル列島に対する権利は少しも所有していない。しかし、この問題は国際条約などによって国際的に処理されていないため、形式上、ソ連（ロシア）もこの領土を獲得していない。すなわち、それに対するロシアの権原〔legal title〕がいまだ完全に確保されていないという法律上の見解にも賛同すべきである。その一方、ロシアはこの領土権原の正式化をめぐって日本国と交渉をすることができない。なぜかと言えば、日本の場合、それはサンフランシスコ平和条約第2条第c項および同第26条によって、禁止されているからである。サンフランシスコ平和条約はすでに発効しており、他国が加盟することは不可能であるため、ロシアは署名や批准をもってサンフランシスコ平和条約に加盟することもできない。しかも、本条約に加盟したとしても、南サハリンやクリル諸島に対する法的な権利を取得することはできない。

一方、平和条約によれば、日本は「1942年1月1日の連合国宣言に署名し若しくは加入しており且つ日本国に対して戦争状態にある国又は以前に第23条に列記する国の領域の一部をなしていた国で、この条約の署名国でない」如何なる国家とも「この条約に定めるところと同一の又は実質的に同一の条件で二国間の平和条約を締結する」権利を有しているが、「この日本国の義務は、この条約の効力発生の後3年で満了する」と記されている。

る¹⁷。すなわち、この義務は1955年に満了したわけで、翌1956年には日ソ共同宣言第1条に従って戦争状態がその発効日に終了し、「両国の間に平和および友好善隣関係が回復される」に至ったのである。したがって、「領土問題」のこうした解決方法も選択肢として除外しなくてはならない。要するに、ここには、サンフランシスコ平和条約の枠内で解決できない、ステールメイト（指し手がなく勝負がつかない）状態、あるいは法律上の行き詰りというようなものが明白に表れている。元来、この問題はサンフランシスコ平和条約の当該条項を修正することによって解決されうるが、こうした修正手続きは条約において規定されていないので、不可能であろう。ちなみに、この平和条約は現行のものであり、無期限のものとなっている。

ただし、ロシアはソビエト連邦の一部、そしてソビエト連邦の権利継承国として、法律上（de jure）ではなくとも、事実上（de facto）、南サハリンおよびクリル列島を所有しており、これらの領土を実際に利用して実効的な統制〔real and effective control〕を行っている。一方、日本はサンフランシスコ平和条約によってこの領土を完全にそして最終的に放棄したのである。国際慣習法において、武力行使を通じて獲得された領土が長期にわたり、しかも恒常的に国家の「実効統制下」（実行力のある国家機関の存在、経済的に積極的な定住民、領土の経済的な開発）にある場合、前の所有者がその権利を放棄すれば、平和条約がなくても、新しい所有者のものとなるという原則がある。すなわち、国際慣習法に従えば、ロシアによるこれらの領土に対する長期的かつ事実上の所有はこれらに対するロシアの権利の定着と繋がり、露日間の国境線は条約上のものではなく、歴史的に成立した国境の性質を帯びるようになる。

要するに、第二次世界大戦が終結してから66年も経た今日、日本が「領土問題」と「四島返還」のテーゼを主張し続けるならば、露日間の平和条約締結問題は実際の意義（practical significance）もプラグマティックな意味（pragmatic meaning）も見出しえない。日本が平和条約の必要性を力説しているのは、1956年の日ソ共同宣言のなかで平和条約締結後に南クリル諸島の一部が引き渡されると規定されているからである。このような条約を必要としているのは、ロシアではなく、日本である。戦後においてドイツとの平和条約が締結されていないのと同じように、日本と平和条約を結ばなくてはいけないという必要はロシアにはない。ソ独間の戦争状態が終結し、両国間に国交が回復されたのは、「ソ連邦とドイツ間の戦争状態の終結について」と題する1955年1月25日付のソ連邦最高会議幹部会指令¹⁸の結果である。同じように、露日間の戦争状態は1956年の日ソ共同宣言の調印とともに終結しており、露日平和条約を締結する必要はない。

南クリル諸島の所属をめぐる争いは露日関係の全範囲に影響を及ぼし、ロシアにとって

17 *Istoriya voyny na Tikhom okeane*, Vol. 5: *Mirnyi dogovor*, p. 357.

18 *Mezhdunarodnoe pravo. Sbornik dokumentov* (Moscow, 2000), p. 793.

も日本にとっても利益をもたらさない。露日両国の立場は極端に異なっている。日本側は露日経済関係の発展を平和条約の有無と関連付けようとしているが、平和条約はそれ自体目標として設定されるべきものではない。ロシアとドイツとの平和条約がなくても、露独両国は相互に有益な分野において貿易や経済関係を発展させている。ビジネスの普遍的な法則に従って経済協力が発展しないとするならば、それは参加者に経済的な利益をもたらさないからにすぎない。投資の不在やその流入はロシアという国の経済的・法律的な環境によって左右されている。露日間の経済的な協力が発展していないならば、それはもっぱら日本側がそのような環境に満足できていないからであり、それは平和条約の有無とは関係なく、平和条約が締結されても状況が変わるはずがない。日本側が露日経済関係を何らかの国家間協定で安定させたいとするならば、広範な善隣協力条約を締結することができる。この場合、露日平和条約の締結は未来に譲ってもよい。

今日、世界におけるグローバル化が進んでいるが、それにもかかわらず国家主権というものが廃止されるわけではない。したがって、国境は今後も国際関係や国際政治においてその重要性を保ち続けていくであろう。国境に関わる諸問題は今も国家間緊張関係の主要な原因である。領土国境問題の未処理状態は国際政治における異常事態として避けるべき国境紛争や戦争に最終的に繋がりうる。極東やアジア太平洋圏においても、領土国境問題は国際関係の不安定の主要な源泉となっている。露日関係においては、近年、南クリル諸島に関わる日本の対露要求が活発化している。日本側からすれば、露日関係の将来が「未解決」の領土問題にかかっているため、現在において、露日の争いは特別な意味合いを有している。

今日、過去の残存物であるあらゆる領土国境問題は極東における統合の諸プロセスを阻止し、隣国同士の善隣関係の形成を妨害し、経済成長を遅らせている。ロシア極東は日本をはじめとする隣国との領土問題がもたらす否定的な結果を痛感している。領土問題の大きな帰結として、争っている国家の国民同士の理解不足および嫌悪が挙げられる。領土国境に関わる諸問題は複合的な性格を有しており、そこには簡単な解決方法がない。歴史は職業政治家たちや外交官たちなどの努力だけでそれを解決することができないことを示唆している。地方権力機関、経済界、学界や文化界、マスコミなどもこのプロセスで積極的な役割を果たさなくてはならない。

今日の露日関係において、クリル諸島（あるいは南サハリン）の所有権をめぐる、カッコ付き「領土問題」は実際的な国際法的意義というよりも、学術理論的な性格をもつていえると言えよう。この意味において特別な責任を有しているのは、学界である。学界はあらゆる領土問題の本質の解明とその説明、国益を考慮した形で領土問題の解決方法の提示にとりかかることができるとともに、それをやらねばならない。というのも、多忙な毎日を過ごす政治家や実業家たちは領土的な問題に関わる様々な側面を究明できないからである。さらに、研究者たちは外国の同僚たちとの学術的・文化的な交流を発展させ、アジア

太平洋圏諸国の様々な国民間における寛容度の向上に貢献すべきである。学者たちは、自分らしい方法をもって、領土に関わる見解の不一致を無くすことに貢献しなくてはならない。様々な領土・国境問題をめぐる冷静な対話はまず関係諸国の専門家同士の間で始めるべきである。関係国の国境形成・変更過程、領土問題発生過程、政争中の領土に対する法的な根拠などに関わる研究は政治学者、歴史学者および国際法学者の義務である。

キーワード 「北方領土問題」 クリル諸島 ヤルタ協定 サンフランシスコ平和条約
日ソ共同宣言 国際法

(B. I. Tkachenko)

(パールィシェフ、エドワルド 訳)